

青森県報

第四千四百三十号

平成三十年
三月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 基本測量の終了……………(監理課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域県民局) ……四
- 都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 青森県営農高等学校の短期研修……………(営農高等学校) ……五

公 告

出先機関

告 示

青森県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		指 定 日 年 月
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二の九	ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一	平成 三〇・三・一

青森県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		指 定 日 年 月
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二の九	ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一	平成 三〇・三・一

福島 高之	弘前市大字城 東中央三丁目 四の一ニス カイトウ 前四〇二号	介護予防 通所リハ センター シヨ ン	ふくしまクリ ニック	平川市小和森 種取二三の二	三・二一
-------	--	---------------------------------	---------------	------------------	------

青森県告示第二百四十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇一〇〇一 二四	平成 三・三〇	六ヶ所村	上北郡六ヶ所町大字野五	六ヶ所村老人保健施設 キスゲ	上北郡六ヶ所町大字野六	平成 三・四一	介護老人保健施設
〇一〇〇一 二五	〃	公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平六	六ヶ所村老人保健施設 キスゲ	上北郡六ヶ所町大字野六	〃	短期入所療養介護
〇一〇〇一 二六	〃	公益社団法人地域医療振興協会	東京都千代田区平六	六ヶ所村老人保健施設 キスゲ	上北郡六ヶ所町大字野六	〃	通所リハセンター

青森県告示第二百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人あーると	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	児童発達支援	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	平成 三・四一
社会福祉法人あーると	五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	放課後等デイサービス	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	〃

青森県告示第二百四十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
 - 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
 - 平成二十九年五月八日から平成三十年三月九日まで
- 三 作業地域
 - 上北郡横浜町

青森県告示第二百五十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(基本重力測量)

二 作業期間

平成二十九年七月三日から平成三十年二月二十八日まで

三 作業地域

弘前市

五所川原市

西津軽郡鰺ヶ沢町

西津軽郡深浦町

南津軽郡藤崎町

北津軽郡鶴田町

青森県告示第百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

大鰐町

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成四年十二月四日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年六月二十二日青森県告示第五百四十九号)の事業地に変更なし。

青森県告示第百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月二十日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年四月六日青森県告示第三百四十五号)の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年四月六日青森県告示第三百四十五号)の事業地に、大字龍ノ口字村元及び字左り田、大字鳥井野字宮本及び字川村、大字熊嶋字里見、大字真土字大川、字苅田及び字東川、大字一町田字石田、字沢田及び字浅井、大字五代字田屋敷、大字宮地字川添、字富田、字諏訪林、字沢田及び字宮本、大字八幡字須崎及び字平塚、大字横町字豊田及び字松本並びに大字駒越字高田を加え、同事業地のうち、大字樋の口二丁目、大字熊嶋字豊田及び字亀田、大字一町田字早稲田及び字村元、大字高屋字安田、字本宮及び字福田、大字賀田二丁目、大字五代字山本、字沼田、字前田、字白山堂及び字早稲田並びに大字駒越字村元地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百五十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良	佐井
下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七 館脇 修	
下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出 一夫	

公 告

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成三十年三月八日東北地方整備局告示第三十八号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

平成八年十一月六日建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業九・六・二

号新青森県総合運動公園

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社シンコーポレーション

二 代表者の氏名 渋谷宗親

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青山五丁目二六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇三九六号

五 取消年月日 平成三十年三月八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アサヒ建設株式会社

二 代表者の氏名 対馬金吾

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字川合字浅田二六の一

四 許可番号 青森県知事許可（特―二八）第一二三五七号

五 取消年月日 平成三十年三月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び防水工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社下山組

二 代表者の氏名 下山金満

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字御笠見二〇の七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一一九三二号

五 取消年月日 平成三十年三月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 弘前地区電気工事業協同組合

二 代表者の氏名 齊藤昭弘

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田四丁目六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第四一四一号

五 取消年月日 平成三十年三月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年三月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大元告第一号

青森県営農大元告第一号（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第八条第一項

の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月二十八日

青森県営農大専校長 成 田 勝 治

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

特別研修	農業機械整備研修							研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
市町村長又は農業関係団体等の長と	平成三十年十一月十五日	平成三十年十一月八日から同月十四日まで	平成三十年十月二十六日まで	平成三十年十月一日から同月五日まで	平成三十年九月三日から同月七日まで	平成三十年八月二十四日まで	平成三十年八月六日から同月十日まで	農業安全研修	平成三十年七月三十日から八月三日まで	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許(制限)の受検のため
若干名	十人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	農業者及び農業関係者	大型特殊自動車免許又はけん引免許(制限)の受検のため
各市町村長又は農業関係団体等の長	農業者及び農業関係者											
	トラクタの点検整備及び修理											

協議の上、その都度実施する。

と協議の上、その都度決定する。

2 あおもり農力向上シャトル研修

受講品目	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
野菜等	平成三十年五月から平成三十一年二月まで	五人	研修終了後に、県内で独立・自営就農又は農業法人等への雇用就農が見込まれる者	

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

1 農業安全研修

研修に使用する燃料等の実費相当額 三千元

2 あおもり農力向上シャトル研修

テキスト代、免許・資格取得に係る経費

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭